

ご利用者 各位

「SKJポイントサービス」の終了に伴うポイントの交換について

平素は、当センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

これまで皆様にご利用いただきました「SKJポイントカード」によるポイントサービス（以下「旧サービス」といいます。）につきましては、先般のお知らせのとおり令和4年9月30日限りで終了させていただくことになりました。旧サービスの終了時点で保有されているポイント（以下「保有ポイント」といいます。）につきましては、以下のとおり取り扱うこととさせていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

- 保有ポイントのうち、SKJポイントカード（以下「カード」といいます。）が満了（25ポイント）となったポイントについては、当該カードを5,000円相当のギフト券と交換いたします。
- 保有ポイントのうち、カードが満了とならないポイントについては、次の方法により還元いたします。
 - ・21ポイント以上の場合 ⇒ 5,000円相当のギフト券と交換
 - ・11ポイント以上20ポイント以下の場合 ⇒ 3,000円相当のギフト券と交換
 - ・10ポイント以下の場合 ⇒ 当該ポイントは無効といたします。
- 上記のポイントの交換は、ご利用者が当センターにカードを提出することにより行うものといたします。

なお、仮カード（ポイントが記載されたチケット）をお持ちの場合は、カードを提出される際にあわせて提出してください。仮カードのポイント数をカード（本カード）に加えさせていただきます。
- ポイントの交換は、令和5年9月30日を期限とさせていただきます。この期限を過ぎた場合は、保有ポイント（仮カードを含みます。）は無効になるものといたします。
- 旧サービスによる保有ポイント（仮カードを含みます。）は、令和4年10月1日から施行される「SKJポイントサービス規約」に基づくポイントには引き継げないものといたします。

今後とも引き続き当センターをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

令和4年9月

一般財団法人 滋賀県建築住宅センター